

## 著作権申請についてのご注意

楽譜に指定された楽器編成で演奏することが困難な場合でも、元の譜面を無断で編曲することは、作曲者の著作権を侵害する行為に当たりますのでご注意ください。

### ①原曲を編曲する場合は、作曲者・出版社の「許諾書」を必ず添えてください。

※編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者・出版社）が行っています。

※作曲者・出版社の「許諾書」がないために大会に出場できなくなることがあります。

※著作権がすでに失われている場合「許諾書」の提出は不要です。

### ②出版されている楽譜を編曲し、指定された演奏者数を増やして演奏することはできません。

※S a x 4重奏の曲を5人用に編曲して演奏したため地区大会等で失格となる例があります。

### ★著作権・編曲などの問い合わせ

日本音楽著作権協会 < T e l > 0 3 - 3 4 8 1 - 2 1 2 1